

第3章 地球環境問題への取組の推進

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムのもとで、利便性の向上を追求した生活をおくってきた。しかしながら、こうした私たちの日常生活は、一方で環境負荷を増大させ、今日問題となっている地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林（熱帯林）の減少などの地

球環境問題の原因となっている。

国際社会において地球環境問題への取組は大きなテーマとして取り上げられ、世界レベルで様々な取組がなされているが、地球環境はむしろ深刻化してきている。

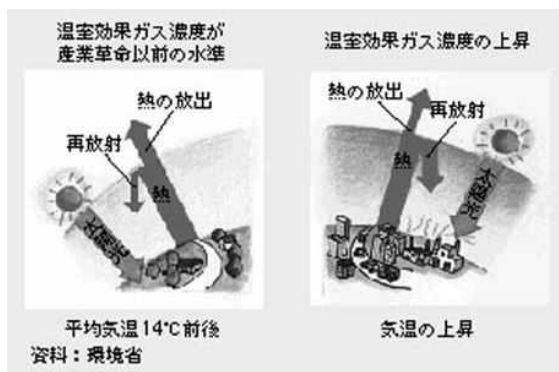
第1節 温室効果ガスの排出源対策の推進

第1項 地球温暖化の概要

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー入射と地球からのエネルギー放射のバランスによって決定される。地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球からは熱が放射されるが、大気に含まれる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスがこの熱を吸収し、再び地表に戻している（再放射）。これにより、地球上は、平均気温約14℃という生物の生存が可能な環境に保たれている。ところが、産業革命以降の人間社会は化石燃料を大量に燃やして使うようになり、大量の二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に排出するようになった。このため、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し続け、地表からの放射熱を吸収する量が増えてきた。これにより、地球全体が温暖化している。

地球温暖化のメカニズム



(2) 地球温暖化の影響

平成19年11月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第4次評価報告書統合報告書では、気候システムに温暖化

が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとしている。また、1980年から1999年までに比べ、21世紀末（2090年～2099年）の平均気温の上昇は、経済、社会及び環境の持続可能性のために世界的な対策に重点が置かれ、地域間格差が縮小した社会では、約1.8（1.1～2.9）℃とする一方、高度経済成長が続く中で化石エネルギー源を重視した社会では約4.0（2.4～6.4）℃と予測している。

(3) 国際的な取組

平成4年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」の結果、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」及びその具体的な取組を示す「アジェンダ21」が採択され、その後、「気候変動に関する国際連合枠組条約」等の国際約束が合意された。条約の採択後、条約締約国会議が継続的に開催され、平成9年12月に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された削減約束を定めた「京都議定書」が採択された。京都議定書は、先進国が、平成20年～24年までの各年の温室効果ガス排出量の平均を基準年（平成2年）から削減される割合を定めており、日本は6%、アメリカは7%、EUは8%削減することとなっている。その後、平成13年11月にモロッコのマラケシュで開催されたCOP7において、京都議定書の具体的な運用方針が決定されたことにより、先進国等の京都議定書締結に向けた環境が整い、平成14年6月に日本は京都議定書を締結した。その後、平成16年11月にロ

シアが締結したことにより、平成17年2月に京都議定書は発効された。その後も締約国会議が重ねられ、平成19年12月にインドネシアのバリ島で開催されたCOP13において、平成25年以降の温室効果ガス削減をめぐる国際交渉の道筋を定めた「バリ・ロードマップ」が採択された。平成20年7月には、北海道洞爺湖サミットが開催され、「2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する長期目標を、国連気候変動枠組条約のすべての締約国と共有し、採択することを求める」ことが合意された。また、平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15で留意することが決定された「コペンハーゲン合意」に基づき、日本は、2020年の排出削減目標として、「90年比で25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」との内容を平成22年1月に気候変動枠組条約事務局に提出した。

平成25年11月にポーランドで開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、2020年以降の温室効果ガス削減目標について全ての国が自主的に削減目標や行動計画を決定し、早ければ2015年3月末までに国連に提出することが合意された。この中で、わが国は、2020年の排出削減目標として「05年比3.8%減」を表明した。

(4) 国の取組

平成2年10月に策定された「地球温暖化防止行動計画」で、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明らかにした。その後、地球サミットの成果を受け、新たな地球環境時代に対応した法制度を整備して環境問題解決のための政策手段を拡充するため、平成5年11月に「環境基本法」が制定されるなど、持続可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが進められた。また、従来、地球温暖化防止行動計画をはじめ、地球温暖化対策に関する基本方針(平成11年)、地球温暖化対策推進大綱(平成10、14年)を定めるなどして地球温暖化対策を推進してきたが、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、これらを引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を同年4月に策定した。なお、京都議定書目標達成計画は、京都議定書の第一約束期間(平成20年から平成24年)の前年である平成19年度に同計画の評価・見直しを行うこととなっていたことから、平

成20年3月28日に全部改定が行われた。

また、温室効果ガスについて、平成32年までに基準年(平成2年)比25%削減、平成52年までに基準年比80%削減することを中長期目標として掲げた「地球温暖化対策基本法案」を平成22年10月に閣議決定したが、平成24年11月に廃案となった。

第2項 本県の削減目標と県内の排出状況

本県においては、地球環境問題を地域の課題としてとらえ、地域からの取組を積極的に展開していくこととし、平成5年3月に地球環境問題に関する基本姿勢や取組の方針を定めた「大分県地球環境保全基本方針」を、平成6年3月にこの基本方針を具体化するための「大分県地球環境保全行動計画」を策定し、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、地球環境保全に向けた具体的な行動を推進してきた。平成17年2月の京都議定書の発効や国が同年4月に定めた「京都議定書目標達成計画」を踏まえ、平成18年3月に県民総参加で温室効果ガス削減に取り組むため「大分県地球温暖化対策地域推進計画(第1期)」(以下、この項において「第1期計画」という。)を策定し、二酸化炭素の排出抑制対策、エコエネルギー導入促進対策及び二酸化炭素の吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組んだところであるが、本計画の計画期間が平成22年度で終了したため、新たに平成23年度から平成27年度を計画期間とする「大分県地球温暖化対策地域推進計画(第2期)」(以下、この項において「第2期計画」という。)を平成23年7月に策定した。

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

第2期計画において、温室効果ガス排出量の約98%を占める二酸化炭素について、経団連の自主行動計画等により削減を目指す産業部門を除いて、二酸化炭素排出量が多く増加率の高い家庭、業務、運輸の各部門について、平成27年度までに平成20年度実績から、家庭部門で約7%、業務部門で約4%、運輸部門で約6%それぞれ削減する目標を設定している。

(2) 県内の排出状況

平成23年度の県内における温室効果ガス排出量(速報値)は、3,905万4千t-CO₂であり、基準年(平成2年度)比1.0%減、対前年度比6.0%増となっている。

前年度からの排出量の増加は、原子力発電所の稼働停止の影響により電力のCO₂排出原単位が上昇したことによるところが大きい。

また、削減目標を設定している3部門の

表1-1a 県内の温室効果ガス排出量

単位：千t・CO₂

| | 基準年 (1990) | 2008 (H20) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2015 削減目標 (対08) | 2011年度増加率 | | | 全国・2011 年度増加率 (対前年度) |
|---------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|-----------|---------|-------|----------------------------|
| | | | | | | 対基準年度 | 対2008年度 | 対前年度 | |
| 温室効果ガス排出量 | 39,458 | 33,922 | 36,827 | 39,054 | — | -1.0% | 15.1% | 6.0% | 4.0% |
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 38,574 | 33,182 | 36,261 | 38,457 | — | -0.3% | 15.9% | 6.1% | 4.2% |
| 産業部門 (製造業、鉱業等) | 30,634 | 24,764 | 28,334 | 29,788 | — | -2.8% | 20.3% | 5.1% | -0.5% |
| 家庭部門 | 1,306 | 1,417 | 1,490 | 1,893 | -7% | 44.9% | 33.6% | 27.0% | 9.8% |
| 業務部門 (オフィスビル、商業施設等) | 1,199 | 1,326 | 1,306 | 1,756 | -4% | 46.5% | 32.4% | 34.4% | 14.3% |
| 運輸部門 (自動車、鉄道等) | 2,097 | 2,818 | 2,738 | 2,712 | -6% | 29.3% | -3.8% | -1.0% | -1.0% |
| 廃棄物部門 (廃棄物の焼却等) | 168 | 239 | 209 | 220 | — | 30.6% | -8.1% | 5.1% | -0.2% |
| 工業プロセス部門 (セメント製造等) | 3,170 | 2,618 | 2,183 | 2,088 | — | -34.1% | -20.2% | -4.3% | 0.1% |
| メタン (CH ₄) | 344 | 303 | 303 | 293 | — | -14.9% | -3.4% | -3.4% | -2.1% |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 290 | 242 | 143 | 141 | — | -51.2% | -41.6% | -1.1% | -1.7% |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | 23 | 29 | 15 | 16 | — | -28.2% | -42.8% | 7.4% | 11.8% |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 193 | 147 | 91 | 125 | — | -35.2% | -14.7% | 37.4% | -11.5% |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 34 | 18 | 14 | 21 | — | -38.6% | 13.6% | 47.8% | -12.1% |
| 森林吸収量 | 2,418 | 3,146 | 1,245 | 1,238 | — | -48.8% | -60.6% | -0.5% | |

| | | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|
| 電力のCO ₂ 排出原単位 (kg-CO ₂ /kWh) | 0.436 | 0.374 | 0.385 | 0.525 |
|--|-------|-------|-------|-------|

- ※1 産業・工業プロセス部門については、地域ごとの取組も重要であるが、全国規模で全社的に取り組む方がより優れた対策を選択をできることから、業界団体が削減目標を定めた自主行動計画によることとしている。
 ※2 「大分県温室効果ガス排出量算定システム」を用いた推計による。
 ※3 基準年：京都議定書の規定による基準年。CO₂、CH₄、N₂Oは1990年度、HFC、PFC、SF₆は1995年度
 ※4 都道府県別エネルギー消費統計の更新により2010年度の温室効果ガス排出量を修正している。

表 1-1b 県内の種類別温室効果ガス排出量の推移

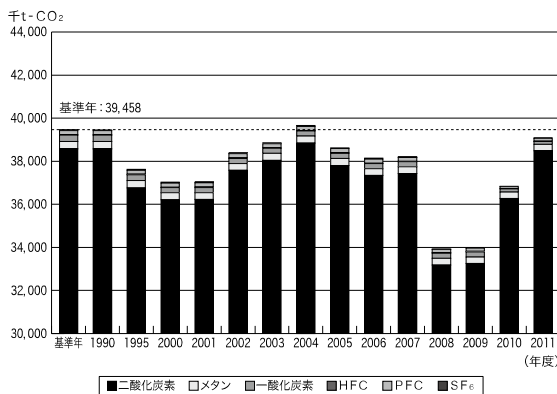


表 1-1c 県内の部門別二酸化炭素排出量の推移 (1990年=100)

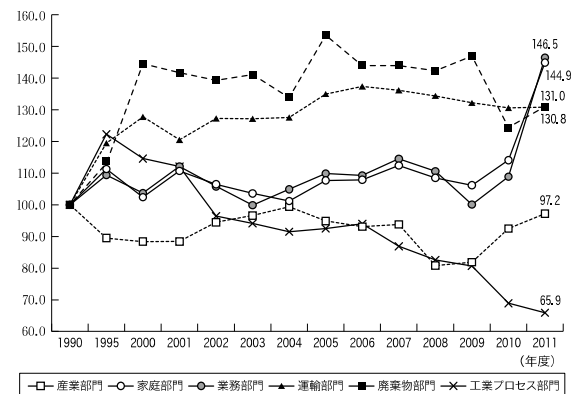
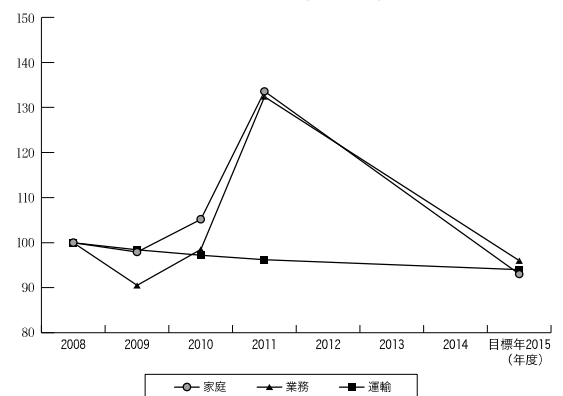


表 1-1d 地域推進計画 (第2期) で目標設定した3部門の推移

(2008年=100とした指数表示)

| | 2008 | 2010 | 2011 | 目標年 2015 | 目標との 乖離 |
|----|-------|-------|-------|-------------|------------|
| 家庭 | 100.0 | 105.2 | 133.6 | 93 | 40.6 |
| 業務 | 100.0 | 98.5 | 132.4 | 96 | 36.4 |
| 運輸 | 100.0 | 97.2 | 96.2 | 94 | 2.2 |

表 1-1e 地域推進計画 (第2期) で目標設定した3部門の推移



二酸化炭素排出量は、前年度と比較すると、家庭部門で27.0%増、業務部門で34.4%増、運輸部門で1.0%減となっており、目標達成のためには、さらに家庭部門で30.7%、業務部門で6.4%、運輸部門で2.6%の排出削減が必要である。

第3項 本県の削減目標に向けた取組

第2期計画での取組は、第1期計画の取組成果と昨今の地球温暖化対策の状況を踏まえ、第1期計画に新たな取組を拡充・追加し、その中でも優先的に投入すべき施策を重点戦略として「家庭や事業所における省エネルギー対策」、「エコエネルギーの導入促進」、「森林の保全と活用」の3項目を提案している。

重点戦略の具体的取組として、「家庭や事業所における省エネルギー対策」では家庭や事業所における省エネ機器の普及促進や事業所の省エネルギー化の促進、「エコエネルギーの導入促進」では太陽光発電・太陽熱利用の普及促進やバイオマスの導入促進、「森林の保全と活用」では森林の適正な管理と保全や県民総参加による森林づくりの推進等をあげ、これらの取組については、県民、事業者、地球温暖化対策協会、行政等が緊密な連携を図って推進していくこととしている。

(1) 家庭部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

家庭部門では、CO₂の主な発生要因として、家電製品や照明による電力使用と風呂などの給湯設備やストーブによる灯油やガスの使用が考えられることから、その使用量の抑制に向けた取組が必要となる。このため、環境家計簿活用や省エネ診断などにより省資源・省エネルギー型ライフサイクルの普及啓発をはじめ、給湯器や照明など高効率な省エネ機器の導入促進などに取り組んでいる。

(2) 業務部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

業務部門では、CO₂の主な発生要因として、オフィス機器、空調設備、給湯設備等による電力、ガス、灯油等の使用が考えられることから、その使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、無料省エネアドバイスの推進や省エネ人材セミナーの開催等により、省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発をはじめ、省エネ機器の導入等を促進している。

(3) 運輸部門におけるCO₂排出抑制対策の推進

運輸部門では、自動車等の利用によるガソリン等の燃料の使用量の低減に向けた取組が必要となる。このため、エコドライブ等の取

組による自動車の環境に配慮した利用を促進するほか、ハイブリッド車や電気自動車等の普及促進を図っている。

(4) 大分県地球温暖化対策各部門連絡会

大分県地球温暖化対策地域推進計画（第2期）の目標を達成するためには、県民、事業者、地球温暖化対策関係団体、行政等の各主体がそれぞれ責任と役割を果たしつつ、緊密な連携をしていくことが必要である。そこで本計画の推進に関係する団体等で構成する、大分県地球温暖化対策各部門連絡会を設置して、各主体の取組を情報共有するとともに、連携して取り組む体制を整え、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

第4項 低炭素・グリーン社会を目指したまちづくりの推進

(1) 低炭素・グリーン社会構築事業

大分県地球温暖化対策地域推進計画で掲げた、家庭、業務、運輸の各部門について、二酸化炭素排出削減目標を達成するため、必要な施策を実施している。

家庭部門では、環境家計簿「めじろん省エネチェックシート」のホームページへの掲載やおおいた地球温暖化防止推進大会の開催等により、広く一般県民に対して啓発活動を展開するとともに、平成15年度から、家庭で地球温暖化防止に取り組む「地球環境家族」の募集を行った。また、平成22年度からは、太陽光エネルギーの利用促進と省エネの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムと省エネルギー設備を複合的に導入する家庭に対して補助を行う「住宅用太陽光発電等導入促進事業」を開始し、平成22年度は1,875件、23年度は1,479件、計3,354件に助成した。

業務部門では、平成17年度から「オフィスから始めるCO₂ダイエット」として、エコスタイルキャンペーン（冷房28℃設定、暖房20℃設定）、ノーマイカーウィークの実施、アイドリングストップの徹底について、県内事業者に参加を呼びかけている。平成21年度から平成23年度までに、照明、空調、給湯、太陽光発電等CO₂削減に資する省エネルギー設備を複合的に導入する事業者に対する補助制度を実施するとともに、国内クレジット事例の創出等に努めている。さらに、平成22年度から開始した専門の省エネアドバイザーによる無料省エネアドバイスは、平成24年度は診断件数151件で約5,300tのCO₂削減と約2億8,300万円の経費削減の改善策を提案した。

運輸部門対策では、平成 20 年度から、県内一斉で地球温暖化防止に取り組む「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーウィーク」を実施し、事業所でのモニター事業を行っている。また、エコドライブの普及を目的として、平成 19 年度から営業車を保有する事業所を対象にエコドライブセミナーを実施しているほか、24 年度には事業所を対象としたエコドライブコンテストを実施した。また、平成 23 年度には、EV（電気自動車）の普及促進のため急速充電器を県内 5 カ所に設置した。今後も引き続き、地球温暖化防止に向けて県民運動となるよう施策を進めていく必要がある。



エコドライブステッカー

ストップ!地球温暖化
めじろん省エネチェックシート

あなたができることをチェックしてみよう!

地球温暖化が深刻化しています。温暖化を進めているのはおちこちCO₂(二酸化炭素)で、みんなの暮らしのあらゆるものからCO₂が排出されています。生活の中で、ちょっとした省エネの工夫をすることで、地球温暖化の防止につながります。

| | 家庭での取り組み | 省CO ₂ 削減量 | 年間節約金額 | チェック |
|--------------|--|----------------------|---------|------|
| エアコン | 夏の間クーラーの稼働温度は26℃を目安にする。 *1℃の差で約10%の省エネ効果があります。室温が上がりすぎると涼しく感じます。 | 10.6㎏ | 670円 | □ |
| | 冬の暖房時の設定温度は20℃を目安にする。 暖房機を使用し、室温を調整することで、暖房の効率を高めることも効果的です。 | 18.6㎏ | 1,170円 | □ |
| | フィルターを月に2回程度清掃する。 掃除機でホコリを吸い取り、給水タンクで洗ってからしっかりと乾かしましょう。 | 11.2㎏ | 700円 | □ |
| 照明 | 人のいない部屋の照明はこまめに消す。 電球の寿命が尽きた場合は必ず交換しましょう。 | 6.9㎏ | 430円 | □ |
| テレビ | テレビを見ないときは消す。 消すときは電源ボタンを押すと待機電力を節約できます。 | 5.9㎏ | 370円 | □ |
| パソコン | パソコンを使わないときは電源を切る。 電源が切れていない場合は電源ボタンを押して電源を切るようにしましょう。 | 11.0㎏ | 690円 | □ |
| | 冷蔵庫の中に、ものを詰め込みすぎないようにする。 詰め込みすぎると、冷蔵庫の稼働が頻り、省エネ効果が下がります。 | 15.3㎏ | 960円 | □ |
| 台所 | 冷蔵庫の設定温度を適切にする。(強一中) 強い冷気は凍結の原因となり、庫内温度が上がり、余計な電力がかかります。 | 21.6㎏ | 1,360円 | □ |
| | 洗濯機などの洗剤は電子レンジを活用する。 野菜に火を通すときに電子レンジを活用すると、ガス・電気代の節約になります。 | 14.3㎏ | 860円 | □ |
| | 電気ポットは、長時間の保温をしないようにする。 保温しすぎると再度加熱が必要になります。 | 37.6㎏ | 2,360円 | □ |
| 洗濯 | 洗濯するときは、まとめて洗うようにする。 洗濯機の容量に合わせて、洗濯回数を少なくすることが効果的です。 | 2.1㎏ | 3,950円 | □ |
| | 洗濯機を乾燥機として使うときは、乾燥剤を入れないようにする。 乾燥剤は乾燥機にのみ入れ、洗濯機には入れないでください。 | 87.0㎏ | 5,270円 | □ |
| 風呂 | シャワーは最後まで止めるように水を流す。 水を流しながら髪を洗うことで省エネ効果があります。 | 29.1㎏ | 2,760円 | □ |
| | 湯水交換後は使わないときは水を流す。 タンクの水を、湯水交換のために流すことで省エネ効果があります。 | 12.2㎏ | 770円 | □ |
| トイレ | 便座暖房の温度は低めに設定する。 必要最低限の温度に設定しましょう。 | 9.2㎏ | 580円 | □ |
| | 発電時に、おんわりアクトセル(スタート)をする。 発電機が稼働しているときに発電機を起動すると、省エネ効果があります。 | 194.0㎏ | 11,370円 | □ |
| 車 | 加速減速の少ない運転をする。 急加速・急減速は燃費を悪くし、CO ₂ 排出量を増やします。 | 68.0㎏ | 3,980円 | □ |
| | 早めのアクセルオフをするように気を付ける。 アクセルを早めにオフすることで、燃費が向上します。 | 42.0㎏ | 2,460円 | □ |
| | アイドリングストップを心がける。 アイドリングストップ機能は、燃費を向上させ、CO ₂ 排出量を削減します。 | 40.2㎏ | 2,490円 | □ |
| その他 | 電機製品は、使わないときは電源を切り、コンセントからプラグを抜く。 待機電力の削減につながります。 | 42.2㎏ | 2,360円 | □ |
| あなたがチェックした合計 | | ㎏ | 円 | |

※100%削減を目指すには、冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコンの4つにチェックが必要です。(エアコンは冷暖房より暖房の方がより多くの電力を消費します。消費電力の少ない電機製品の使い方を見つけることもポイントです。)

めじろん省エネチェックシート

(2) 地域の地球温暖化対策の取組

地域での低炭素社会の構築に向けた仕組みづくりとして、平成 22 年度から NPO 等が実施する地域の特色を活かした CO₂ 削減につながる取組に対し、レジ袋収益金の活用し支援する「地域環境保全協働推進事業」を実施し、平成 23 年度は県内で環境保全活動に取り組む NPO 法人等 19 団体の活動支援を行った。

また、地域の実情に応じた効果的な地球温暖化防止の取組を推進するため、「地球温暖化対策地域協議会」の設立支援を行った結果、全市町村で 22 の地域協議会が設立された。これを受け、「大分県地球温暖化対策地域協議会連絡会」を設置し、地域協議会間の情報の共有及び連携の促進、研修の実施等を行っている。また、「おおいた地球温暖化防止推進大会～ストップ地球温暖化～」を開催し、地域協議会会員に対して地球温暖化防止に関する最新の情報を提供するとともに、地球温暖化防止に関する県民意識の醸成を図った。

(3) 県庁内における地球温暖化防止の取組

地球温暖化の防止に向けて県が率先して温室効果ガスの排出抑制を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年制定)に基づく「大分県地球温暖化対策実行計画」(平成 12 年度策定)により、県庁内の温暖化対策に取り組んできている。平成 22 年度をもって第 2 期計画期間が終了したため、平成 23 年度から新たに平成 27 年度を目標年度とし、平成 22 年度実績比 5% を削減目標とした第 3 期計画に見直し、引き続き温暖化対策を推進した。

平成 24 年度における県庁からの温室効果ガス総排出量実績(表 I-1f)は、平成 22 年度実績(基準年度)と比較して、16.0% (7,607t-CO₂) の増加となっており、項目ごとに見ると、庁舎冷暖房用等燃料が 12.8% (1,014t-CO₂)、ガソリンが 3.6% (171t-CO₂) の減少となっている反面、電気は発電に占める火力発電の割合の増加に伴い 28.9% (9,226t-CO₂) の増加となっている。

第 5 項 エネルギー利用の効率化とその他の取組

(1) 国内クレジット等の排出量取引の活用促進

国内クレジットなど地球温暖化防止に資する市場原理を活用するしくみの県内における普及を図るため、国内クレジット制度、オフセット・クレジット(J-VER)制度の支援窓口を地球環境対策課に設置し、制度全般に係る相談、手続全般についてのサポート等を

表 1-1f 県庁からの温室効果ガス総排出量実績

(平成 24 年度)

| 項目 | 単位 | H22 (基準年度) | H23 | H24 | | | H27 | |
|-----------------------|-------------------|---------------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | | | | 実績 | 対基準年比 | 対前年比 | 目標値 | 対基準年比 |
| 温室効果ガス排出量 | t-CO ₂ | 47,595 | 46,456 | 55,202 | 16.0% | 18.8% | 45,215 | ▲5% |
| 電気 | t-CO ₂ | 31,969 | 32,005 | 41,195 | 28.9% | 28.7% | 30,371 | |
| 庁舎冷暖房用等燃料 | t-CO ₂ | 7,948 | 7,219 | 6,934 | -12.8% | -3.9% | 7,551 | |
| ガソリン | t-CO ₂ | 4,736 | 4,646 | 4,565 | -3.6% | -1.7% | 4,500 | |
| その他(軽油等) | t-CO ₂ | 2,942 | 2,586 | 2,508 | -14.8% | -3.0% | 2,795 | |
| コピー用紙の購入量 (県立学校除く) | 千枚 | 80,365 | 80,673 | 84,599 | 5.3% | 4.9% | 68,310 | ▲15% |
| 水の使用量 | 千m ³ | 932 | 867 | 841 | -9.8% | -3.0% | 885 | ▲5% |
| 可燃ごみの排出量 | 千kg | 1,021 | 999 | 996 | -2.4% | -0.3% | 970 | ▲5% |

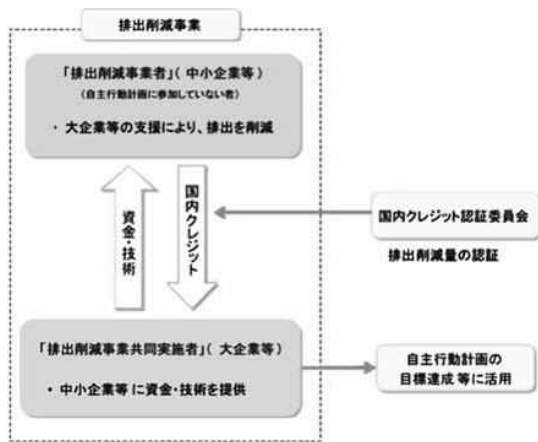
行うとともにセミナーを開催し、制度の活用促進を図った。

また、民間事業者が業務部門の施設(商業施設、病院、福祉施設、ホテル、オフィスビル等)に省エネルギー設備の複合的導入を行うために必要な経費について、国内クレジット制度等への申請を条件として、その一部を補助した。

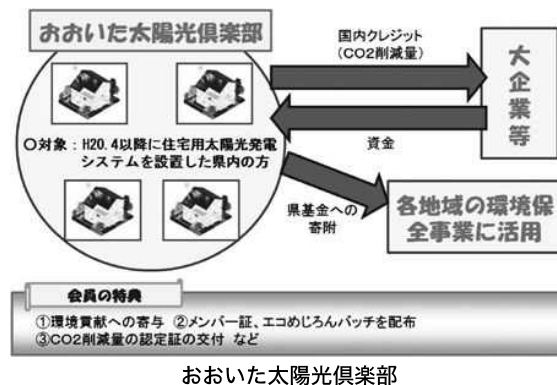
これらの取組より、平成 24 年度において国内クレジット 2 件の事業承認を得た。

また、「おおいた太陽光倶楽部」による

CO₂削減量(1,539t)が、平成 24 年度国内クレジット認証委員会から認証され、(株)大分銀行が買い取り、売買代金は県の環境保全基金に寄付された。



国内クレジット制度



おおいた太陽光倶楽部

第 2 節 エコエネルギーの導入促進

第 1 項 エコエネルギー導入の推進

太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどのエコエネルギーは、石油や石炭などの化石燃料と異なり温室効果ガスの排出量が極めて少ないため、その導入により地球温暖化防止に貢献することができる。また、分散型のエネルギーであるエコエ

ネルギーの導入は、環境負荷の少ない循環型社会の形成にも寄与することになる。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを含めたエコエネルギーの重要性が再確認される中、平成 24 年 7 月に開始された固定価格買取制度により、メガソーラーなどの導入が各地で飛躍的に進み、また、

表2-1 平成27年度エコエネルギー導入目標

| エネルギー区分 | 平成21年度実績(累計) | | 平成27年度導入目標 | | 増加率(%) |
|----------------|--------------------------------|-----------|--|-----------|--------|
| | 設備容量等 | 原油換算 | 設備容量等 | 原油換算 | |
| 太陽光発電 | 42,841kW | 10,500kl | 136,000kW | 34,000kl | 217 |
| 太陽熱利用 | — | 31,600kl | — | 33,800kl | 7 |
| 風力発電 | 11,494kW | 5,100kl | 17,900kW | 7,800kl | 53 |
| 地熱発電 | 152,390kW | 257,600kl | 157,890kW | 266,900kl | 4 |
| 温泉熱発電 | — | — | 500kW | 850kl | 純増 |
| バイオマス発電 | 12,375kW | 12,750kl | 18,075kW | 18,620kl | 46 |
| バイオマス熱利用 | — | 59,250kl | — | 69,080kl | 17 |
| 水力発電 | 337,306kW | 133,000kl | 338,189kW | 133,400kl | 0.2 |
| 廃棄物発電 | 42,100kW | 55,700kl | 42,100kW | 55,700kl | 0 |
| 天然ガスコージェネレーション | 16,906kW | 3,760kl | 17,056kW | 3,790kl | 0.8 |
| 燃料電池 | 19kW | 2kl | 19,000kW | 1,960kl | 純増 |
| クリーンエネルギー自動車 | 6,915台 | 1,400kl | 55,805台 | 11,300kl | 707 |
| | 電気:8台ハイブリッド:6,893台 天然ガス:14台 | | 電気、プラグインハイブリッド:2,785台 ハイブリッド:53,000台 天然ガス:20台 | | — |
| 合計(原油換算) | 約57.1万kl | | 約63.7万kl | | 11 |

温泉熱や小水力などを活用した発電の動きが活性化するなど、エコエネルギーがかつてないほど注目を浴びている。

県では、エコエネルギーの重要性に早くから着目し、全国に先駆け、平成15年4月に、エコエネルギー導入に関する施策の基本方針や、県、市町村、事業者及び県民の責務などを定めた「大分県エコエネルギー導入促進条例」を施行し、エコエネルギーの導入を推進してきた。また、平成23年3月には「大分県新エネルギービジョン」の改定を行い、平成27年度における大分県内のエコエネルギー導入目標を原油換算で約63.7万キロリットルと新たに定めている。

なお、メガソーラーの大幅な導入などを踏まえ、平成25年度中に導入目標を上方改定することとしている。

こうした流れを受け、再生可能エネルギーの導入促進とエネルギー産業の育成を2本柱に、エネルギー政策の充実を図っており、導入促進については、「地域」と「中小企業」を切り口とした設備導入への支援事業を創設し、再生可能エネルギー導入のモデルとなる事業の創出を図るとともに、専門的な知識を有するコーディネーターを配置し、県内事業者などからの様々な相談に対応している。

千葉大学等の調査報告によれば、大分県は再生可能エネルギー自給率が日本一とされている。太陽光のみならず、八丁原発電所に代表される地熱や温泉熱利用、豊富な水資源、県西部を中心としたバイオマスエネルギーなどバリエーションに富んだエネルギーが存在する。今後は、こうした大分県の特徴と県内企業の力を最大限生かすことに

より、「再生可能エネルギー日本一」の県として、エコエネルギー導入促進の流れを牽引していくことが期待される。

県内のエコエネルギー導入状況については資料編 表 エコエネルギーのとおり。

第2項 エコエネルギーの普及啓発

エコエネルギーの有用性を普及啓発するため、事業者に対して、国が行う補助金事業などの各種助成制度の情報提供を行うとともに、セミナー等を通じて新エネルギービジョンの周知に努めているところである。

また、経済産業省から平成21年8月に認定を受けた「大分県次世代エネルギーパーク構想※」に基づき、インフォメーションコーナーによる情報発信や、県内の小学生等を対象に次世代エネルギーパーク施設の見学を行うバスツアーを実施している。

※大分県次世代エネルギーパーク構想

次世代エネルギーパークは、新エネルギーに関する設備や体験施設を整備し、国民が実際に新エネルギーを見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、国民の理解増進を図ることを目的とした、経済産業省の制度である。平成25年9月現在、全国で56か所の施設が認定を受けている。

第3節 二酸化炭素の吸収源対策の推進

第1項 森林の適正な管理・保全

平成24年度までの第一約束期間は、温室効果ガスの排出削減目標6%のうち3.8%（1,300万炭素トン）を森林による二酸化炭素の吸収によって確保するため、全国で330万ヘクタール（年平均55万ヘクタール）の間伐を目標として取組み、第一約束期間中の目標値を達成する見込である。

我が国は、平成25年度からの第二約束期間における温室効果ガスの排出削減目標は設定しないものの、国際的な責務は有していることから自主的取組を図ることとしている。

このため、第二約束期間は、「革新的エネルギー・環境戦略」の内容を踏まえ、森林吸収量の算入上限値3.5%を確保するため、毎年52万ヘクタールの間伐、伐採後の確実な再造林の促進や木材利用等の推進に取り組むこととしている。

本県においては、平成19年8月に「大分県森林吸収源確保のための森林整備計画」を策定し、平成24年度までに8万4千ヘクタールを目標に間伐等の森林整備に取り組んだところである。

また、平成25年度から平成27年度までの3ヶ年については、21,000ヘクタール（年7,000ヘクタール）の間伐を計画的に推進することとしている。

第2項 県民総参加の森林づくりの推進

県では、森林環境税を活用し、県民の森林づくりに対する意識醸成を図るため「県民総参加の森林づくり運動」を推進しており、森林ボランティア活動を活性化するため「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、森林ボランティア情報の収集・発信や研修会等を実施している。また、森林づくり提案事業では森林ボランティア団体等が、自ら企画し実践する里山や竹林の整備などを支援している。

「企業参画の森林づくり」では、企業が社会貢献活動の一環として森林所有者、森林組合と協定を締結し、植樹などの森林整備を県下各地で実施しており、県は地球温暖化防止対策の一環として、その実施計画に応じた二酸化炭素吸収量証明書を発行するなどの支援を行っている。

第3項 県産材の利用拡大

平成23年2月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県の基本方針を策定し、「大分県公共建築物等における地域材利用促進会議」等を通じて公共建築物、土木工事において県産材の利用を進めている。

また、木材の良さや特性について、農林水産祭や木育活動等を通じて広く県民に普及啓発を行うと共に、国や森林環境税の予算を活用し、住宅・公共建築物における県産材利用や木質バイオマス利用施設の整備に支援している。

第4節 その他地球規模の環境問題への対策

第1項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策

オゾン層の保護を図るため、国際的な取組みとして、昭和60年（1985年）に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択された。昭和62年（1987年）にはオゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択された。その後の4次にわたるモントリオール議定書の改正により、規制対象物質の追加や、既存規制物質の規制スケジュールの前倒しなど、段階的に規制が強化されている。

我が国においても、昭和63年にウィーン条約

及びモントリオール議定書を締結するとともに、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下「オゾン層保護法」という。）を制定することにより、オゾン層破壊物質の生産等の規制が行われてきた。

平成14年には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の法律（フロン回収破壊法）」が施行され、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）と使用済自動車のエアコン（第二種特定製品）のフロン回収が義務づけられるとともに、フロン類回収業者等について、知事の登録が義務付けられた。

その後、平成17年1月1日に本格施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リ

表 3-1a 森林吸収源確保のための森林整備計画

(単位：ha)

| | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 合計 |
|----------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 除間伐 | 6,594 | 9,168 | 10,700 | 11,024 | 10,800 | 10,800 | 9,086 | 68,172 |
| 人工造林等 | 2,871 | 3,504 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 23,875 |
| 計画 (FM 林対象) | 9,465 (8,556) | 12,672 (11,439) | 14,200 (12,828) | 14,524 (13,328) | 14,300 (13,198) | 14,300 (13,198) | 12,586 (11,455) | 92,047 (84,000) |
| 実績 (FM 林対象) | 9,465 (8,556) | 12,786 (11,445) | 14,233 (12,674) | 15,421 (13,694) | 13,934 (12,902) | 13,120 (12,206) | 10,280 (9,310) | 89,239 (80,787) |

表 3-1b 健全な森林の整備

(単位：ha)

| 年度 | 人工造林 | | | | | | 除間伐 | 合計 |
|----|------|-------|-----|-----|------|-------|--------|--------|
| | 再造林 | | | 複層林 | 拡大造林 | 計 | | |
| | 再造林 | 被害地造林 | 小 計 | | | | | |
| 14 | 224 | 291 | 515 | 23 | 503 | 1,041 | 12,057 | 13,098 |
| 15 | 356 | 191 | 546 | 7 | 481 | 1,034 | 10,809 | 11,843 |
| 16 | 369 | 46 | 415 | 31 | 390 | 837 | 9,054 | 9,891 |
| 17 | 239 | 147 | 385 | 27 | 322 | 734 | 6,009 | 6,743 |
| 18 | 200 | 295 | 495 | 1 | 402 | 898 | 7,375 | 8,273 |
| 19 | 165 | 274 | 439 | 4 | 217 | 660 | 9,043 | 9,703 |
| 20 | 393 | 244 | 637 | 4 | 330 | 971 | 10,234 | 11,205 |
| 21 | 433 | 185 | 618 | 6 | 256 | 880 | 11,480 | 12,360 |
| 22 | 427 | 109 | 536 | 7 | 226 | 770 | 9,879 | 10,649 |
| 23 | 609 | 36 | 645 | 16 | 155 | 816 | 9,385 | 10,201 |
| 24 | 675 | 121 | 796 | 8 | 113 | 917 | 6,812 | 7,729 |

サイクル法)」により、第二種特定製品に関する回収等については、フロン回収破壊法から削除され、自動車リサイクル法へと移行した。

また、平成 18 年 6 月にフロン回収破壊法が改正され、回収義務の拡大や行程管理制度（フロン類の引き渡し等を書面で管理する制度）が導入され、平成 19 年 10 月 1 日に施行された。

(1) 本県の状況

本県では、平成 6 年度に環境庁の委託を受け、「オゾン層保護対策地域実践モデル事業」を実施し、フロンの回収・再利用等の実態及び課題の調査を行うとともに、国・県・市町村や家庭用電気製品、自動車、空調設備等の関係 68 団体から構成する「フロン回収推進協議会」を設置し、フロン回収を促進するため必要な検討や普及啓発を行ってきた。

平成 7 年度及び 8 年度は、フロン回収装置を整備する場合の補助制度を設け、県下のすべての市町村で廃家電からのフロン回収が可能となった。

平成 9 年度には、「回収フロンに係る破壊処理実施要領」を作成するとともに、回収されたフロンを破壊処理するシステムを、フロン回収推進協議会が中心となって確立し、フロンの回収・破壊を推進してきている。また、平成 13 年から施行された「大分県生活環境

の保全に関する条例」にオゾン層破壊物質の回収について努力義務を定め、フロン類に対する適正処理を推進している。

(2) フロン回収破壊法による回収対策

フロン類の回収を行う登録事業者には計画的に立入検査を実施し、事業者の法の遵守状況を確認するとともに、必要に応じた指導を行っている。

なお、フロン回収破壊法による回収業者等の知事登録件数は、平成 24 年度末には、第一種特定製品からフロン類を回収する業者（第一種フロン類回収業者）が 350 件、自動車リサイクル法移行後の使用済自動車からフロン類を回収する業者が 88 件となっており、各特定製品から回収を実施している。

第 2 項 酸性雨対策

1 概 況

近年、地球規模の環境問題として、地球の温暖化やオゾン層の破壊とともに酸性雨が取り上げられ、これらの問題の解決に向けた種々の取組みがなされている。

酸性雨とは、石油や石炭などの化石燃料が燃焼した際、二酸化硫黄や窒素酸化物などの大気

汚染物質が大気中に放出され、これらが大気中で硫酸や硝酸に変化した後、これらの酸が雲や雨にとりこまれて雨が酸性化するもので、通常pH（水素イオン濃度指数のことであり、7が中性、7を超える場合はアルカリ性、7未満は酸性である。）が5.6以下になった雨を「酸性雨」という。

酸性雨は欧米を中心に土壌や河川、湖沼の酸性化による生態系の変化、森林の衰退等の問題を引き起こしており、わが国においても、関東・中部地方の森林衰退等の報告がある。

これらの報告が直接に酸性雨（大気汚染）によるものであるとは断定できないが、その複合作用であろうと考えられており、メカニズムの解明や対策の実施が課題となっている。そのため環境省では、我が国における酸性雨の実態及びその影響を明らかにするため、昭和58年度から酸性雨モニタリング調査等の酸性雨対策調査を実施している。

また酸性雨は、その解決のために関係国が協力してこの問題に取り組む必要があることから、平成13年1月から「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が本格稼働し、現在、日本、中国、韓国等13か国が参加し、参加各国の連携により東アジア地域全体での酸性雨モニタリング調査等が行われている。

環境省が酸性雨の測定を行っている地点は全国に26か所あり、平成23年度の年平均値はpHが4.56～5.34であった。

2 酸性雨対策調査結果

本県内においては、酸性雨による影響は、まだ観測されていないが、長期に及ぶ生態系への影響については十分注意していく必要がある。

本県では、衛生環境研究センターの調査研究として、県下における酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的に昭和60年度に酸性雨調査を開始しており、平成6年度からは、環境省の委託を受けて竹田市久住町において、国設酸性雨測定局での調査を行っている。

これら調査地点の雨水のpHの年平均値は、平成24年度は大分県衛生環境研究センター（大分市）で4.58、大分県農林水産研究指導センター林業研究部（日田市）で4.75、国設久住酸性雨測定所（竹田市）で4.59あり、環境省が行っている全国調査の結果とほぼ同様の数値である。

なお、過去5年間では、表4-3のとおりpHが4.49～4.83値で変動している。

表 4-3 酸性雨測定局における調査結果（pH）

| | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大分市 | 4.54 | 4.49 | 4.58 | 4.57 | 4.58 |
| 日田市 | 4.74 | 4.77 | 4.75 | 4.83 | 4.75 |
| 竹田市 | 4.68 | 4.64 | 4.62 | 4.67 | 4.59 |